

議案第10号

新居浜市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

新居浜市社会教育委員設置条例（昭和30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付する。

第2条を次のように改める。

（定数等）

第2条 委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、新居浜市教育委員会が委嘱する。

第3条に見出しとして「（任期）」を付し、同条中「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第4条に見出しとして「（委任）」を付する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準が条例に委任されることに
伴い、当該基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。